

21川監公第12号

平成21年12月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、  
平成21年4月10日付け21川監公第4号で公表した定期監査及び同日付け  
21川監公第5号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川  
崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、  
次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川 欣起

同 奥宮 京子

同 後藤 晶一

同 宮原 春夫

21川総行革第175号

平成21年10月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

#### 監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成21年4月10日付け21川監報第4号で報告のありました定期監査（工事監査）の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

#### 平成20年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

##### 1 緊急工事を適切に執行すべきもの

###### [指摘の要旨]

緊急工事の実施に当たっては、工事出来高図の作成及び工事写真の撮影を行いうよう施工管理の指導を徹底されたい。

また、高さが2mを超える擁壁は、工事着手前にその計画を建築主事に通知し、確認済証の交付を受けた後でなければ築造することができないとされ

ているが、確認済証の交付を受けて築造していた。今後は、法令遵守を徹底されたい。

さらに、擁壁の新設を伴う拡張整備は、施設の危険な状態に対し、緊急に安全対策や復旧の処置等を行うものとはいえず、本工事を緊急工事として執行したことは不適切であった。

緊急工事は、その目的を踏まえ、適切に執行されたい。

(多摩区役所建設センター)

#### [措置内容]

再発防止に向け関係職員に対し、緊急工事の実施に当たっては、工事の出来高図の作成及び工事写真の撮影を行うよう、施工管理の指導を徹底とともに、法令を遵守した工事の施工及び緊急工事の目的を踏まえた適切な執行について周知徹底しました。

## 2 設計図面に基づき適正に施工すべきもの

#### [指摘の要旨]

南生田に設置された道路反射鏡の工事写真をみたところ、設計図面に基づく基礎寸法が確保されずに施工されていた。

設計図面に基づき、適正に施工するよう監督されたい。

また、このことは、完成検査においても見過ごされていた。

検査は、契約書、図面、仕様書その他関係書類に基づき綿密かつ厳正に行わなければならないとされている。

完成検査は、検査規程に従い厳正に行われたい。

(措置済み内容)

平成21年2月11日に設計図面に基づき再施工された。

(多摩区役所建設センター、建設局総務部技術監理課)

### [措置内容]

工事の施工に当たっては、設計図面に基づき適正に施工されるよう、請負業者への指導、監督を徹底させ、再発防止に向け関係職員に対し周知しました。また、完成検査においては、写真、書類等の確認を徹底し、厳正な検査を行うよう、周知しました。

### 3 その他改善を要するもの

#### [指摘の要旨]

##### (1) 適切な資料に基づき精算すべきもの

緊急工事の労務費は、業者から提出された作業員数をもとに精算されていたが、それを確認する工事写真等の資料がなかった事例

(中原・宮前・多摩区役所建設センター)

##### (2) 適切な仕様書により業務委託を行うべきもの

橋りょうの耐震補強設計委託において、業務内容を変更し、変更契約を締結したにもかかわらず仕様書の変更を行わなかった事例

(中原区役所建設センター)

### [措置内容]

再発防止に向け関係職員に対し、工事労務費の清算に当たっては、適切な資料に基づいた清算を行うよう徹底しました。また、委託契約の変更においては、適切な仕様書による契約手続きを行うよう周知徹底しました。